

(別紙様式 1)

新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見

【総論について（P 1～P 7）】

※ 1 枚につき 1 意見を記載してください。

1 連絡先	①御氏名 内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 代表者理事長 野々山 宏 ②住所 〒604-0847京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番 地ヒロセビル5F ③電話番号 電話：075-211-5920 FAX：075-251-1003 E-mail：mail@kccn.jp
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。) 適格消費者団体

3 御意見

①具体的施策施策番号30中の「民法（債権関係）改正の法制審における議論の動向等に留意し検討する。」については「民法（債権関係）改正の法制審における議論と並行して検討する。」に変更すべきである。

そもそもこの項目は、消費者契約法施行後5年で検討されるべきであった課題であり、早急な検討がなされるべきである。

②具体的施策施策番号30には、以下の行為を消費者団体訴訟制度の差止対象とすることを検討するとすべきである。

民法90条違反行為

96条1項違反行為

借地借家法違反行為

不正競争防止法違反行為

景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示、特定商取引法に定められた以下の行為

再勧誘の禁止違反（特商法3条の2等）、書面交付義務違反（特商法4条等）、禁止行為の一部（特商法6条4項等）、指示事項違反（特商法7条等）

不当な約款の推奨行為

消費者利益の擁護の観点からこれらは差止対象とされるべきである。

③具体的施策施策番号37については、裁判例で不当条項とされた不当な原状回復条項、敷引条項、定額補修分担金条項や訴訟で不当性が争われている更新料条項等を排除することが検討されるべきである。

④具体的施策番号108については、制度の具体例として、「適格消費者団体による金銭請求制度」をあげておくべきである。

現在差止請求制度を担っている適格消費者団体こそ、オプトアウト型の金銭請求制度の主体としてふさわしいと考えられるため。

⑤具体的施策施策番号148については、「適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他適格消費者団体に対する支援の在り方について、適格消費者団体の活動の公益性に鑑み、これに対する国又は地方公共団体による財政支援をはじめとする適格消費者団体が資金を確保するための手法、人材の育成・確保等の手法の調査・開発を含めて調査・研究を行う。

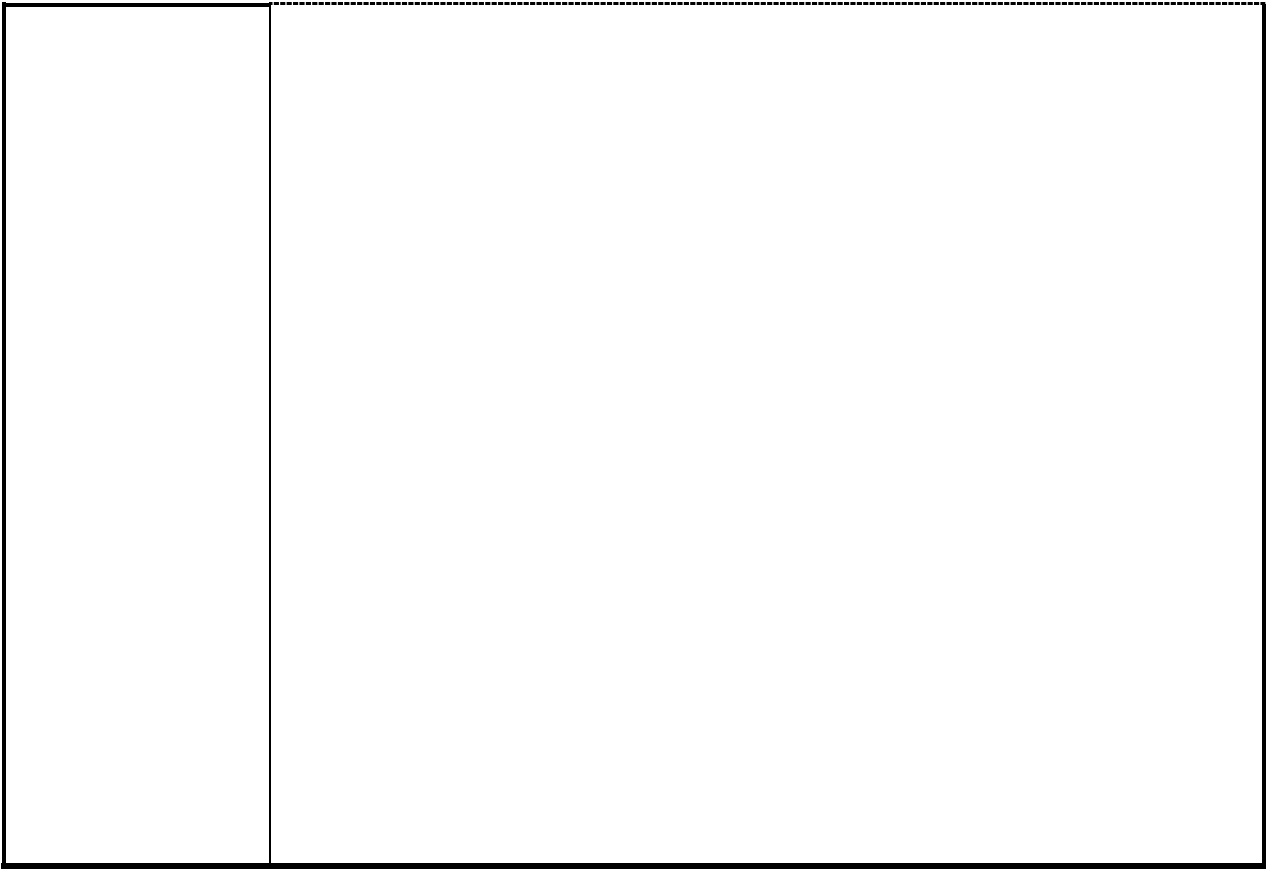
また、適格消費者団体による差止関係業務は、不正約款の監視・是正の機能を果たしていることから、不正約款の監視・是正を推進する観点から、適格消費者団体に対する支援策について検討する。」

とすべきである。

「自主的に資金を確保するための手法」は結局自助にすぎず、公益的活動を行う適格消費者団体への支援として不十分である。

⑥具体的施策施策番号149について

国民生活センター等から適格消費者団体への情報提供については、pio-net情報の閲覧自体を検討すべきである。契約書等の生の情報についても情報提供の方法が検討されるべきである。



(別紙様式 2)

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P8~P31)】

※1枚につき1意見を記載してください。

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) ②御住所 ③電話番号
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 御意見	<p>(1) 施策番号</p> <p><input data-bbox="539 1234 660 1319" type="text"/> ← 「別紙(具体的施策)」から、「1~168」のいずれかの施策番号を記載してください。ただし、いずれの施策番号にも該当しない具体的施策への要望については、「新」と記載してください。</p> <p>(2) 御意見</p>